

なりわい再建支援補助金  
定額補助  
交付申請マニュアル

## **定額補助事業対象者の要件の確認書類**

(1)～(4)の書類の提出が必要です。

### **(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことが分かる書類について**

●国持続化給付金や県事業継続支援金など支援策の活用実績があれば可です。

(例) 証明書となる書類例

- ・国持続化給付金、県事業継続支援金、県休業要請協力金または小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）の決定関係書類
- ・県制度融資（熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金、金融円滑化特別資金（コロナ分））や日本政策金融公庫（コロナ対応資金）の融資実行関係書類
- ・セーフティネット4号認定書（市町村発行）
- ・固定資産税等の猶予・減免の決定通知 など

○上記の支援を受けられていない場合は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた月（R2.3～R2.6のうち任意の1か月）の売上高と比較する前年同月の売上高が分かる書類（確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書の控え、売上台帳など）を、余白に会社名を記載し、ご提出ください。

○該当する売上高部分にマーカーによる印などを付してください。

### **(2) 過去数年以内に発生した災害の影響を受けたことが分かる書類について**

●次の①～③のうち、いずれかの書類が必要です。

<事業用資産への被害が証明できる書類>

①（直接被害）平成28年熊本地震時の罹災（被災）証明書や地震保険を受領した証明書

②（間接被害）取引先の被災が原因で業績が悪化したことを示す書類

○取引先の被災前3か月と被災翌月から3か月の期間における申請者の売上高が分かる書類（確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書の控え、売上台帳など）を、余白に会社名を記載し、ご提出ください。

(例) 平成28年熊本地震の場合

被災前3か月は、平成28年1～3月分となり、被災翌月から3か月は、平成28年5～7月分となります。

○該当する売上高部分にマーカーによる印などを付してください。

<災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援の活用実績が分かる書類>

③過去数年以内に発生した災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援（熊本地震に係るグループ補助金、小規模事業者持続化補助金（熊本地震対策型）等）の活用実績が分かる決定関係書類

**(3) 過去数年以内に発生した災害以降、売上高が20%以上減少している復興途上にあることが分かる書類について**

- 過去数年以内に発生した災害の被災前3か月と令和2年7月豪雨災害前3か月（令和2年4～6月分）における売上高が分かる書類（確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書の控え、売上台帳など）を、余白に会社名を記載し、ご提出ください。

（例）平成28年熊本地震の場合

被災前3か月は、平成28年1～3月分となります。

○該当する売上高部分にマーカーによる印などを付してください。

**(4) 交付申請時において、総資産又は経常利益に占める過去数年以内に発生した災害からの復旧復興に向けた事業活動に要した債務残高の割合が、業種の企業規模毎又は全業種の企業規模毎の同割合の平均以上であることが分かる書類について**

- 「定額補助 要件確認様式」により、対象となるか確認をお願いします。

○併せて、「熊本地震等に係る債務を有していることの申出書（金融機関からの証明有）」を作成し、交付申請時点における「借入金」、「総資産」、「経常利益」が分かる資料（貸借対照表 等）を提出してください。

※過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えているが、「熊本地震等に係る債務を有していることの申出書（金融機関からの証明有）」が提出できない場合については、個別に県にご相談ください。